

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還） 27

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43806">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43806</a>

勞務に関する想定問答

(注) 見出し部及び施設部加付表等と協会の  
訂正した部分

昭和四十二年八月

防衛施設庁長官防衛庁に榮す。

想定問答集

防衛施設庁

目次

問一	長官の訪沖目的	1
問二	復帰前の返還施設	3
問三	米軍専用ゴルフ場の使用	4
問四	演習水域及び制限水域の提供、補償	5
問五	軍用地先の干渉の解放	6
問六	地主が契約を怠る場合の特別立法の内容等	7
問七	復帰後の軍用地の借料	9
問八	復帰後における黙認耕作地の取扱い方針	10
問九	所有者不明土地の取扱い方針	11
問十	市町村非細分土地の取扱い方針	12
問十一	復帰後引き続き使用する土地の復元補償	13
問十二	土地裁判所の訴訟中の過業補償、賃借料の増額要求	14
問十三	潰れ地補償、入会補償、過損補償等	15
問十四	復帰後の周辺対策事業の実施	16
問十五	軍関係労働者の間接雇用制度への移行	17

問十九 間接雇用切替の基本方針 18

問十七 軍関係労働者の復帰まごの準備措置、分務管理形態

問十八 復帰後の駐健保の取扱 19

問十九 第四種労働者の取扱 19

問二十 講和前人身被害補償の支給受給者に対する補償

問二十一 講和後の人身財産損害額に対する救済  
問二十二 「施設及び区域」の提修等の準備事務と処理  
する組織 23

問二十三 復帰後の出先機関 24

問二十四 自衛隊の展開による土地の取得方法 25

今回の交渉の筋中目的は何か。

答 沖縄内であり、沖縄に属する返還協定が吉野の四十六回  
日米西國間において調印され、近々沖縄の本土復帰が実  
現するにいたるに、いよいよありますが、これに伴って沖縄に駐留して  
いる米軍も日米安保条約の基に在りて米軍となり  
その性格も一変するにたりまふ。

従うまは、これら駐留軍の使用する用地等  
については、本土に於けると同様日本國  
政府が土地所有者等と復還協定を締結し、航空  
軍の用に供することになっております。また、沖縄にお  
りては、米軍が復還軍に入隊については復還時と同様  
に本土に於けると同様返還協定とする同接復還協定  
とするに、これらとあり、同下も行は、これらの準

備前勢に日夜に殺されております。

私といふに――まゝは 訪沖の経験がないところから、この

際への衝に当たる者として当地を訪問し、實際に

の目と現地の状況を視察し、認識を深め、かつ当地

が今後行なうことなる業勢について判断方面の地理

解をいただき、あわせて当地の方々の必要を聞きま

南きして今後の施策に反映させて参りたい。

このような醜兵からこのたび訪沖することになった

訳であります。

向二は協定により設置されることとなる施設は、全体から見れば僅かであり、地元住民は期待を裏切られたと言っているが、この点どう考へるか。

また、今後はこのように、方針を定めるのか。

答 米安条約の基つて米軍の駐留を認める以上、米軍の施設及び用地を確保しなければならぬ。この点、当然であるが、沖縄については、沖縄住民の権利に十分配慮し、かつ、米安条約の目的に照らして、日本側の意向が十分に反映されるよう、鋭意米軍と折衝した次第であり、今後とも、地元の要望等も十分に踏まへつつ、復帰後、時間をかけて整備かつ現地的基地の整理統合に努めしてまいりたい所である。

なお、米側においても、米安条約の諸目的のために、さまざまな対策とされたものには、逐次日本に返還する意向がある旨を表明している。



内三米軍専用のごとく場等の厚生施設については、決然  
な沖縄においては認めざるべきこととの書があるが、この  
点どう考えるか。

答 良好な勤務状態を保つため、福利厚生施  
設が必要とされることは、概に認められているところである。  
保条約に基づいて日本国で施設及び区域の使用を  
認められる米軍についても福利厚生施設の維持は許  
容されるものである。

しかしながら、この意向のような地元住民の要請等も  
十分考慮し、今後また慎重に検討してまいりたい。

尚田復帰後提供することとなる陸上の施設及び区域に  
 ついては、了解覚書に明記され公表されたが、演  
 習水域、制限水域についてはどうなっているのか。  
 また、制限水域を設定した場合の補償はど  
 うなるのか。

答 了解覚書A表の注で述べられているとおり、  
 施設及び区域に接続して制限水域を提供すること  
 を要するものがあり、またこのほか海上演習場  
 も設けられようが、これらについては、目下、日米間  
 の協議が続けられている。

なお、制限水域、海上演習場が設定された場  
 合には、その制限の様態、被害の定構をたいて  
 本土と同様に  
 補償を行うことは当然であり、防衛施設庁

において、そのための資料の収集のため、  
 査員を当地に派遣して、  
 現在沖縄方面  
 において更に調査を進めている。

向の軍用地先の干潟については、住宅用地又は工場用地として埋立てて使用するため、解放要望が強いと聞いているが、このように考えている。

答 干潟は公有水面であるところ（米軍の提供する陸上の施設及び区域と接続する干潟）については、当該施設及び区域との関連により、目下日米両国政府間で協議が続けられてゐる。

向米軍に提供する土地の取得について、地主が契約に志しない場合は、特別立法により強制的に使用権を取得すると聞いているが、その内容いかん。

特に強制使用する期間についてはどのように考えているか。

答 沖縄に駐留することとなる米軍に施設及び区域として提供

する土地の使用権の取得は、沖縄の現状、沖縄の要隘

等を十分に取り扱つ、地主との円満な話し合いにより、

貸借契約を締結したいと考えており、現在そのための諸

準備及び原則的な話し合いを行なつていふところである。

しかしながら、地主があくまで契約に志しない場合には、何

らかの立法措置によりその土地の使用権を取得せざるを得ない

と考えているが、どのような立法措置をするかについては、目下

政府部内で検討中であり、その内容等については申し上げ

る段階に至っていない。

また、その使用期間についても、同様に検討中であるが、

大抵の考え方としては、駐留軍の用に供する土地等の使

用又は収用に用する特別措置法の手続きによりして使用

そのことができたまでの間を考えている。

しかしこの期間中においても契約のままで使用して

いるより積極的の地主と話し合ひを進める所存で

ある。

問七 復帰後の沖縄の軍用地の借料は、どのようなものか。

答 沖縄の復帰後における防衛施設用地に係る借料については、その土地の立地条件、周辺の開発状況、民間の売買実例価格等を十分考慮し、本土における借料算定基準に準じて適正に算定する。すなわち必ずしも不動産登記上の地目にとらわれることなく、宅地見込地、農地見込地等の要素をおり込み、また宅地及び宅地見込地については、施設周辺の正常な価格をもとに施設内の土地価格を推定して算定することとし、借料は、毎年検討のうえ、必要に応じて改定する考えである。

なお借料の額については、当庁において実施した現地調査の結果等をもとに検討中であり、未だ申し上げる段階に至っていない。

向ハ復帰後における黙認耕作地の取扱い方針如何

答 現在米軍が許可している黙認耕作地を復帰後

(現在の耕作者等に)  
どのような形で使用を認めるかについては、今後、施設及

び区域の使用条件等を決定するため日米両政府間

協議の一環として検討している段階である。

問九 所有者不明土地の取扱い方針如何。

答 所有者不明土地の土地制度上の取扱いについては、防衛施設庁の所掌ではなく、現在、沖縄北方対策庁を中心として検討中である。



向十市町村非細分土地の取扱の方針如何。

答 市町村非細分土地の取扱については、現在沖

繩・北方対策庁を中心として検討中であるが、

市町村非細分土地の制度は、特殊な制度であり、

復帰後もそのまま土地制度の一環として認める

ことには**問題**があるようであるが、現在米軍から支

払われている借料は、市町村財政にかなりの比重を

占めてある**事情**も、この取扱については

地方財政上の問題として**慎重に**参りたい。  
関係者庁間の検討を進めたい。

おまゝ

原一復帰後も引き続き米軍が使用することとなる  
土地の復元補償については、どのように処理する  
のか。

答 復帰前に米側の使用によって損失を受けた土地  
等で、復帰後も引き続き施設・区域として提供する  
土地等に係る原状回復補償の取り扱いについては、  
復帰と同時に土地所有者との間で締結されること  
となる貸借借の契約書に必要な事項を規定して、  
土地所有者と国との間の契約の終了時に  
形質変更の時点を問わず国が処理する考  
えがある。

尚十二 現在土地裁判所に訴願中の漁業神使事案及  
 び賃借料の増額要求事案は、従前の判例から判断  
 すれば、今後満足する解決を米側に期待することは  
 むづかしい。これに關してはどのようになら考えるか。

答 これらの事案については、いまは調印された返還協定  
 第四條第一項の明らかならぬ限り米側の責任  
 のありを把握せしめるものと承知せらるる。

なお防衛施設庁といふことはこの問題につ  
 き必要があれば関係者の助言及び斡旋  
 と行なう考へてある。

問三 いわゆる請求権問題のうち、返還協定上、その  
取扱いが明記されなかつたものの創之は、貴州地補償  
入会補償、通損補償等については、どのように考之  
ているか。

答、貴州地補償、入会補償、通損補償等については、  
現在、琉球政府において関係市町村等を通じ、  
その被害実態を調査中であると聞いていますか。  
政府としては、復帰後において被害の実態をよく  
調査のうえ、検討することとらわしむらう。

内閣府において、防衛施設周辺の対策事業が相当実施  
されているときとしているが、沖縄に関してはどのような方針  
で対処するが。

また、沖縄の市町村は、財政基盤が弱く、多額の地元  
負担には耐えられないと思われ、この点について何か  
特別な措置を講ずる考えはないか。

答「防衛施設周辺の整備等に関する法律」も沖縄に適用

し、周辺整備事業も実施するに旨である。早急に米軍の行為と  
障害の因果関係等を調査のうえ、採取事業を把握して

全体計画を樹立し、可及的速やかに本土並みの水準に引  
き上げるよう実施する所存であるが、特に急い心を要す  
るものについては四十七年度においても実施のきまよう考えている。

また、神助率の引上げ等、事業主体の財政負担軽減  
の措置については、沖縄の特殊事情に照らし、また他者  
庁における財政上の措置を参考しつつ、現在部内  
で検討中である。

向ふ復帰にあたり、軍関係労働者は、面接雇用制度に移行

するに必要か。また、対象軍関係労働者の数如何。

答 復帰に際し、中絶の軍関係労働者の雇用関係は、本土と

同様、地位特許下の面接雇用制に移行することとなる。

また、対象となる軍関係労働者の範囲は、おもに

米国民政府布令第百十六号にいう第一種及び第二種  
被用者である。

(更に言及を要する場合)

第一種被用者中 VOA の被用者 第二種被用者中

アメリカン・リレーションクラブ、VFWクラブの被用者等本土には

なごりたる種類の軍関係労働者については、地位特許による別  
個々の処理されるものと承知しとりよめ、その後の  
かつらねは、なお実態の把握と努めあり。

(参考)

種 類 人 数 (昭和五十年十月現在)

第一種被用者 一六六〇名

第二種被用者 六四六四

計 二二、〇六四

向の上の回復雇用切替のための基本方針如何。

答 現行の雇用関係は、復帰前日において終了するものとなり、

復帰の日において日本国政府を雇用主とする新しい雇用関係  
に切りかえることとする。

軍人復職者の給与、手当の取扱い等は本上における

基本労務契約の適用範囲も適用外業務目的の指定を適用  
外業務にしないことが、制度的な適用範囲にこの限りであること  
十分に協議した。

(更に労務契約の適用)

労務契約の適用範囲も適用外業務目的の指定を適用  
外業務にしないことが、制度的な適用範囲にこの限りであること

向の上の回復雇用のための基本方針如何、また、復帰後の労務管理  
形態如何。

答 労務契約の適用範囲も適用外業務目的の指定を適用  
外業務にしないことが、制度的な適用範囲にこの限りであること  
十分に協議した。

また、復帰後の面接雇用に伴う労務管理事務については、その一部を本土と同様沖縄県(仮称)に委任することとしたので、そのための諸準備措置をそれぞれ促進することとした。

向、十八復帰後の沖縄における駐健保如何。

答、復帰後の面接雇用となる軍医保労働者の健康保険については、軍医保労働者の意向の上において、主管官庁である厚生省と十分協議し、その取扱いを決定したい。

向、十九第四種労働者の取扱い如何。

答、この種雇用関係にある労働者は本土にもあり、当庁としては、面接雇用の対象として検討していない。

(参考)

第四種被用者数 一一七八八 (昭和四五年九月現在)



問ニ沖繩における講和前人身被害を受け、米軍補償金の支給洩れ者に対する補償如何。

答。 沖繩における占領期間中米占領軍等の行為

等によつて人身被害を受けた方には、（昭和）元六七年高等弁務官

布令才60号により救済措置がとられてゐる。然るにお美体を調査の上

に用種被害者に対し「連合軍軍需物資の貯蔵

慎重に検討することとした。

（昭和）元六七年高等弁務官 兼 補償問題に関する

する法律（昭和三六年二月二日法律第二五号）

五号）に基づき被害者給付金を支給してゐると

同様に沖繩復讐に同法を適用する方向で検討中

である。

(削除)

~~参考~~

~~給付方法を適用することになると、米精製金支給規程が~~

~~三三四年中、三三五年に於いて、九二二、九五〇〇円~~

(削除)

~~米精製金支給規程が三三五年に於いて、九二二、九五〇〇円~~

~~三三五年九月一日、給付金の支給が開始される。~~

問二十一 沖縄における講和後の人身及び財産損害に  
 米軍が支払った額は、請求額に対しあまりにも  
 低額である。またこのほか米軍が部下しに請求  
 も相当あるようだが、これらの救済をどうする  
 のか考へるか。

答 講和後における米軍による損害の賠償につ  
 りてはあくまでも米軍が処理するべきであ  
 ると承知している。



尚<sup>ニ</sup>防衛施設庁は、復帰後沖縄にも先機園を設けようか。

答、沖縄の復帰と同時に、ほぼ本土に匹敵する数及び面積

の施設及び区域並びに水域を米軍に提供することとなる

ので、これらの施設等を適切に維持管理し、これに伴う

神慮及び周辺対策等並に、沖縄の事情に沿って内

省にすすめるため、<sup>防衛施設庁としては</sup> ~~相対的に~~ ~~沖縄防衛~~

施設等を復帰と同時に設けよう、との意向がある。

このうち、今後関係省庁と協議を進めて

参りたい。

由三の自衛隊が展開を予定している土地の取得について  
法律による特別な措置を考えていると聞か、土地  
を強制的に使用することは適當でないと考えまかどう  
か。また、特別な措置の趣旨及び内容はさういふ  
ものを考えているのか。

答 沖縄の復帰に伴い、同地域における局地的な責  
務は、わが国が引き受けざるが、その性質上、空白を  
おくことなく、引き続き部隊を展開し、運用して  
いく必要がある。自衛隊の所要の用地については土地  
所有者との円滑な話し合ひにより、契約によるよう  
最大の努力を払う所存であるが、地主があくまな  
契約に応じない場合には、他の公共用地の取得と  
の関連も考慮しつつ法的措置を講ずることとす  
るかどうかについて、目下慎重に検討中である。